

いわて教育旅行誘致促進事業の実施について（令和5年度事業）

【事業概要】

三陸地域を対象として貸切バスを使用した教育旅行を催行する旅行業者に対し、予算の範囲内で、催行に要する経費及び三陸地域の有料体験コンテンツの実施に要する経費に補助金を交付。

【事業期間】

（交付対象事業期間：令和5年4月～令和6年2月）

【対象経費】

貸切バス等利用運送の料金、宿泊料金、食事代、ガイド代、サービス料金、入場料、旅行計画作成にかかる企画料金、広告費その他催行に要する経費

補助対象事業	補助金の額	申請上限額
下記の要件を満たす教育旅行の催行 (1)岩手県の <u>三陸地域</u> の宿泊施設に1泊以上すること。 (2) <u>三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上</u> を利用すること。 (3)当事業で交付された補助金を旅行申込者である学校に還元すること。	バス1台当たり50,000円 ただし、補助対象経費が50,000円に満たない場合は、実際に要した費用	1事業者当たり 2,000,000円
下記の要件を満たす教育旅行の催行 (1)岩手県の <u>三陸地域以外</u> の宿泊施設に1泊以上すること。 (2) <u>三陸地域の観光地（観光目的で立ち寄るスポット）、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上</u> を利用すること。 (3)当事業で交付された補助金を旅行申込者である学校に還元すること。	バス1台当たり20,000円 ただし、補助対象経費が20,000円に満たない場合は、実際に要した費用	

（注）三陸地域とは、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町を指すものであること。

詳細は県ホームページ（「いわて教育旅行誘致促進事業について」で検索ください。）をご覧ください。

インバウンドプロモーション支援事業補助金

県内の民間事業者が、海外において本県の観光資源や、多様な魅力をプロモーションする活動に係る経費の一部に対し、補助金を交付します。

補助対象事業者

いわて観光キャンペーン推進協議会インバウンド推進部会に所属する民間事業者のうち、県内の観光・宿泊・交通事業者、その他知事が認める事業者

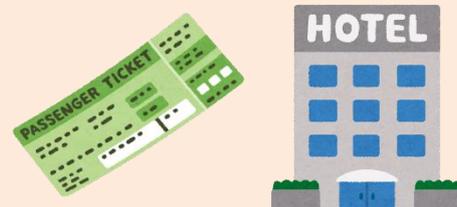
補助対象事業

- ① 対象国・地域
台湾、中国、香港、韓国、東南アジア、豪州及び米国
- ② 対象事業期間（活動期間）
令和5年4月10日（月）～令和6年3月10日（日）
- ③ 対象プロモーション
観光・MICE等をテーマとした博覧会・商談会・イベント等への出展・参加、企業・団体等への訪問など



補助対象経費

- ① 航空運賃
- ② 宿泊費（国内経費を除く。）
- ③ 商談会等出展料
- ④ パンフレット等配送費用（海外への配送に限る。）



補助金の額

- ・ 補助対象経費の2分の1以内の額で、1申請あたり上限 750,000円
- ・ 複数回申請可

事業スケジュール

募集期間：令和5年3月31日（金）～令和6年2月23日（金）

○ 問合せ先

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当

Tel：019-629-5573/Fax：019-623-2001/メール：AE0006@pref.iwate.jp